

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調 達 件 名 筑波大学附属聴覚特別支援学校幼稚部アスレチック遊具（リバー
スオークション対象案件）
- (2) 規格及び数量 詳細は仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和9年3月31日
- (4) 納 入 場 所 千葉縣市川市国府台 2-2-1 国立大学法人筑波大学附属
聴覚特別支援学校幼稚部園庭

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類は、リバーオークションシステム（見積@Dee を指し、以下「システム」という。）上にて配布するので、本件の入札に参加を希望する場合は、以下のシステムにログインし、当該案件（上記1(1)の調達件名）を検索の上、当該案件情報からダウンロードすること。なお、この競争に参加できる者は、以下に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、システムの登録手続きを事前に済ませた者に限られるので、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行うこと。

仕様書等関係書類交付場所

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

本件本学担当：国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当

（電話番号 029-853-2175）

3 競争参加資格の確認のための書類等の提出期限等

- (1) 提出方法 システム（<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>）上にて提出
- (2) 提出期限 令和8年10月9日10時00分

4 同等品以上のもので参加する場合の取扱い

同等品以上のもので参加を希望する場合は、仕様書に従い同等品以上であることを証明できる書類等を「リバーオークション入札の注意事項」により提出する必要がある。本学が同等品以上と認めた場合のみ参加することができる。

5 入札の日時及び方法等

本件の入札はリバーオークション方式（インターネット上で安値で競り合う競り下げ方式）で行う。

詳細は「リバーオークション入札の注意事項」を参照のこと。

システム：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の1

10分の100に相当する金額を入札すること。

7 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 入札保証金及び契約保証金
免除する。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。

以上公告する。

令和8年9月28日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

リバースオークション入札の注意事項

1. リバースオークション入札の手順

競争は、リバースオークションシステムを利用した、電子入札方式で実施する。参加に当たっては、システムの登録手続きが必要なため、以下のホームページを確認の上、登録手続きを行いシステム上にて入札すること。

1.1 利用システム

P&D プロキュアメントサービス株式会社：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/>

新規会員登録：<https://dem3.deecorp.jp/supplier/index.php?mode=SENDMAIL>

※システムの登録手続きは、必要な書類を P&D プロキュアメントサービス株式会社で受理後、数日を要するため注意すること。登録料は無料。

1.2 リバースオークション参加資格

入札公告に示す競争参加に必要な資格を有する者で、かつ、上記利用システムの ID 等の登録を事前に済ませた者に限られる。さらに、システム上において案件毎に競争参加の意思表示をする必要がある。

1.3 リバースオークション参加手順

本競争に参加を希望する者は、システム上において 2 回入力する（1 回目は、「競争参加の意思表示及び必要書類を提出」し、2 回目は、「入札金額の入力」）必要がある。手順は、以下のとおりとなるので、熟読の上、競争に参加すること。

1.3.1 【1回目】

1 回目は、競争参加を希望する者が参加意思を表明するために行う。本競争に参加を希望する者は、後記「7.」に示す、

① 競争参加資格の確認のための書類

② 納入できることを証明する書類

（①と②を併せて以下「競争参加者の確認書類」という。）を、後記「7.」に記載の期日までにシステム上において提出することで、競争参加の意思を示さなければならない。ただし、例示品と同等品又はそれ以上のもので参加を希望する場合には、

③ 競争参加資格の確認のための書類

をシステム上で提出することに加えて、

④ 納入できることを証明する書類

⑤ 提案物品が例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類

を、後記 7. に記載の期日までに必要部数を紙媒体にて提出すること。

本学が参加を認めた場合、競争に参加することができる。その際は、システム上にて「参加確定」を通知するので、競争参加を希望する者は、「参加確定」通知を受理した場合のみ、2 回目の「入札金額の入力」を行うことができる。

※注意事項

・システム上で、上記の書類を提出するためには、「参加申込」をチェックし、ファイルを添付の上、「申請」ボタンを押下して提出しなければならない。

・「参加確定」の通知は、本学での審査が完了してから行う。なお、審査には数日から 1 週間程度（技術審査を行う場合は、2 週間程度）要する場合がある。

1.3.2 【2回目】

「入札金額の入力」は、1.3.1 の書類提出後、合格（「参加確定」通知を受理した者）した者のみを対象に、システム上にて金額を入力することで入札を行うものとする。

※注意事項

- ・「入札金額の入力」は、「入札提出画面」の「入札総額」欄に金額を入力し、「入札内容確認」ボタンを押下し、「入札内容確認画面」で内容を確認した上で「OK」ボタンを押下し、入札金額を確定すること。システム上にて入力確定された金額を入札価格とするので、システム上での見積書の提出は、不要とする。
- ・「入札提出画面」の「入札総額」欄には、既に入札がある場合は「入札第1位」の金額が表示され、自社が第1位の入札者の場合は王冠が表示される。「入札第1位」の欄に、王冠が表示されていない場合は、自社が1位ではないので注意すること。

2. 入札開始日時：本学が入札への参加を認めた競争加入者のみに通知

3. 入札締切日時：令和8年11月17日 14時00分（自動延長なし）

4. 落札決定に当たっては、入札した金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札をした者を、契約の交渉権者とする。

5. いったんシステム上で確定された入札金額は、取消しをすることができないが、入札締切日時前であれば何度でも安価な金額に更新することができる。

6. 落札決定の日から7日以内（契約の相手が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

7. 競争加入者等に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加者の確認書類を下記の期日までに提出すること。例示品以外の物品で入札に参加を希望する者は、提案物品が例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類を競争参加者の負担において作成し、競争参加者の確認書類と併せて提出すること。なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。

①競争参加資格の確認のための書類…システム上にて提出

- ・令和8年度の資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し

②納入できることを証明する書類…システム上にて提出（例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合は紙媒体で提出すること。）

- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・納入実績表・・1部
- ・参考見積書（別紙留意事項を確認の上作成）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

- (1)インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
- (2)上記(1)の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定している企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

③例示品と同等品又はそれ以上であることを証明する書類 …紙媒体にて提出

- ・技術審査申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は、
具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・提案物品全てのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部

※注意事項

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

■提出期限

令和8年10月9日(金)10時00分

■提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第二担当
電話番号：029-853-2175

8. その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・物品供給契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

様式1（例示品以外の物品で入札に参加を希望する場合）
技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

（申請者）
住 所
会 社 名
代表者名

㊞

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

筑波大学附属聴覚特別支援学校幼稚部アスレチック遊具

2 添付書類

- ・仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は
具体的な表現で記載した技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・提案物品全てのカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・代理店証明書（販売代理店が参加する場合）・・・・・・・・・・ 5部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・納入実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- ・アフターサービス・メンテナンスの体制表・・・・・・・・・・ 5部
- ・外国製品による場合は次の書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部
- （1）インボイス等仕入原価及び諸掛を明らかにした書類（写）
- （2）上記（1）の書類を提出できない場合は、輸入元（販売総代理店を含み、国内販売価格を設定してい
る企業）からの、「インボイス等輸入関係書類の不提出理由書」

以上

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担 当 者 名：
連 絡 先：

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いいたします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。（※注）万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

なお、見積書等必要書類を提出後、合格となった応札希望者は、必ず入札に参加していただくようお願いいたします。（※注）合格となった応札希望者が入札に参加しない場合、適正な入札執行ができない事態が生じる場合があることから、不誠実な行為とみなし、同様に取引停止措置を講じることがあります。

※注 貴社が入札する時点ですでに他社が入札しており、その価格が貴社の提出された見積書の価格より安値であり、当該価格未満での応札が困難な場合を除く。

仕 様 書

1. 調 達 物 品 名 筑波大学附属聴覚特別支援学校幼稚部アスレチック遊具
2. 規格及び数量 ひかりのくに株式会社「アスレチックツリーキャピタル(U-16800)」1式
詳細は別紙のとおり
3. 納 入 期 限 令和9年3月31日
4. 納 入 場 所 千葉県市川市国府台 2-2-1 国立大学法人筑波大学附属聴覚特別支援学校幼稚部園庭
5. 支 払 検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。
6. そ の 他
 - (1)導入するアスレチック遊具の搬入、設置、基礎工事・調整等を含むものとする。
 - (2)本調達物品は、未使用の新品であることを要件とし、中古品、再生品、展示品等は認めない
 - (3)作業のスケジュールについては、本学担当者と十分に打ち合わせを行い決定すること。
 - (4)調達物品のアフターサービス、メンテナンスの体制が十分に整備されていること。
 - (5)この契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。
 - (6)その他詳細については、別紙及び本学担当者の指示によるものとする。
 - (7)納入場所等の下見が必要な場合は、令和8年10月5日までに次の連絡先に事前に連絡し日程を調整し下見を行うこと。
(連絡先)附属聴覚特別支援学校事務室 047-371-4135

1. 調達物品の規格及び数量等

アスレチック遊具

ひかりのくに株式会社 アスレチックツリーキャピタル U16800 1式

(上記例示品又は同等品若しくはそれ以上のもの)

2. 同等品以上のもので参加する場合

同等品又は、それ以上のもので参加を希望する者は、あらかじめそれを証する書類を令和8年10月9日(金)10時までに提出し、本学が認めた場合のみ参加することができる。

3. 目 的

多様で安心安全な複合遊具を設置し、質の高い幼児教育の充実や伸びやかな心身の発達につなげることを可能とすること。

4. 遊具に関する要件

幼稚部園庭のシンボルとなる、視覚的にも楽しめる、「登る」、「くぐる」、「滑る」など、幼児の基礎体力や運動能力を高める動作ができるものであり、幼児の転落や落下、衝突による怪我の軽減に配慮した滑り台遊具、クライミング遊具、シンボルツリー等を含む、3歳～6歳児向けを対象とした複合アスレチック遊具を設置すること。

(1) 遊具全般

①遊具は(一社)日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2024」に適合した遊具であること。

②遊具の材質・塗装は耐久性の優れた以下のとおりとすること。

・使用鋼材はメッキ処理の上、粉体静電焼付塗装仕上げとする。

・ボルト・ナット類はステンレス製とする。

・使用木材は JAS-K4 相当以上の保存処理剤を用いて加圧注入法にて防腐処理を行う。

・遊具は国際品質保証規格 ISO9001 承認登録工場の製作品とすること。

③遊具全体の外寸法は、W 8,195 mm × D 4,245 mm × H 4,500 mm程度であること。

※上記寸法は地上部分の寸法を表し、地中・基礎部分は含まない。

なお、本仕様書に示す寸法は全て「程度」を付記するが、その目安は記載寸法のプラスマイナス 10% 以内としていること。

④地面に置くベースの材質は、スチール製の半円パイプとし、支柱の材質は丸パイプとすること。

(2) シンボルツリー・ルーフ

①シンボルツリーなどのデザイン製のあるルーフを左右に2基設置すること。

②シンボルツリー・ルーフのサイズは、W1,210 mm × D 1,210 mm程度とすること。

③シンボルツリー・ルーフの材質は垂鉛板とすること。

④シンボルツリー・ルーフの色は、1基は環境に馴染む緑色、もう1基はシンボル性のある赤色・黄色などとする。

(3) 渡り橋

①上記(2)シンボルツリー・ルーフ2基の間に渡り橋を架けること。

②渡り橋のサイズは、W 1,830 mm × D 820 mm × H 740 mm程度、地面からの高さは1,400 mm程度とすること。

③渡り橋の材質は、欄干は丸パイプとし、橋の床面は杉の半割丸太とすること。

④渡り橋の色は、隣の遊具に被らないように全体のバランスをみて、赤色、黄色、橙色、青色、緑色などの鮮やかな色とすること。

(4) 滑り台

①ストレート形及びカーブ形の滑り台を本複合遊具の左右それぞれに設置すること。

②ストレート形の滑り台のサイズは W 460 mm × L 2,800 mm程度とし、傾斜 30 度程度とすること。

- ③ストレート形の滑り面の材質は、ステンレス製、滑り台側壁の材質は亜鉛板とすること。
- ④ストレート形の滑り台の始点の高さは 1,400 mm 程度、終点部高さは 100 mm 以上 300 mm 以下とすること。
- ⑤カーブ滑形の滑り台のサイズは W570 mm × L2,570 mm 程度(カーブ面含む)とし、傾斜 23 度程度とすること。
- ⑥カーブ形の滑り台の材質はポリエチレン成型品とすること。
- ⑦カーブ形の滑り台の始点の高さは 1,000 mm 程度、終点部高さは 100 mm 以上 300 mm 以下とすること。
- ⑧ストレート形及びカーブ形の2基の滑り台の色は、隣の遊具に被らないように全体のバランスをみて、赤色、黄色、橙色、青色、緑色などの鮮やかな色とすること。

(5) クライミング遊具

- ①クライミング遊具を3基(山登り遊具、ネット登り遊具、太鼓登り遊具)設置すること。
- ②山登り遊具のサイズは W915 mm × L2,000 mm × H1,400 mm 程度、登り面傾斜は 45 度程度とすること。
- ③山登り遊具の中央に登り用のビニロン製ロープを設置すること。
- ④山登り遊具の登り面の材質は縞鋼板、手摺の材質はスチール製の丸パイプとし、ゴム製の足掛けを設置すること。
- ⑤ネット登り遊具のサイズは W660 mm × L2,000 mm × H1,400 mm 程度、登り面傾斜は 60 度程度とすること。
- ⑥ネット登り遊具の登り面枠及び手摺の材質はスチール製の丸パイプとし、登り面枠の内側にビニロン製ロープネット(マス目口 90 mm 程度)を張ること。
- ⑦太鼓登り遊具のサイズは W480 mm L1,600 mm × H1,000 mm 程度、傾斜は 40 度程度とすること。
- ⑧太鼓登り遊具の手摺の材質はスチール製の丸パイプ、登り面の材質は木製(ヒノキ)とすること。
- ⑨それぞれ登り遊具の色は、隣の遊具に被らないように全体のバランスをみて、赤色、黄色、橙色、青色、緑色などの鮮やかな色とすること。

(6) 遊具の昇降階段

- ①(7)踊場(床)に登るハシゴを2基設置すること。
- ②ハシゴのサイズは、W 470 mm × L1,240 mm × H1,000 mm 程度、傾斜 55 度程度とすること。
- ③ハシゴの材質は、踏み板は縞鋼板、支柱はスチール製角パイプ、手摺はスチール製丸パイプとすること。
- ④ハシゴの色は、隣の遊具に被らないように全体のバランスをみて、赤色、黄色、橙色、青色、緑色などの鮮やかな色とすること。

(7) 踊場(床)

- ①シンボルツリー・ルーフ、滑り台、クライミング遊具それぞれの遊具の間に 4 か所の踊場(床)を設けること。
- ②踊場(床)のサイズは、床面 W915 mm × D915 mm 程度とすること。
- ③踊場(床)の床面の材質は縞鋼板とし、スチール製丸パイプで柵状の手摺を設けること。
- ④踊場(床)の色は、ブラウン系の落ち着いた色とすること。

4. その他設置作業

- (1)遊具の配置については、本学担当者に確認すること。
- (2)遊具の周囲等には、衝撃吸収材やスペースにゆとりを持たす等の安全策を講じること。
- (3)施工(設置)後は、当該遊具周辺の整地・清掃等の環境整備及び点検・清掃すること。また設置周辺地面に凹凸がないよう必要に応じて真砂土を充填し整地すること。
- (4)導入物品の搬入を含む設置作業を行うに当たっては、本学の建物、設備等に損傷を与えないように注意して作業を行うこと。

また、作業等において施設及び第三者に損害を与えた場合や事故を発生させた場合には、速やかに本学担当者に連絡するとともに、供給者の責任において必要な措置を講ずること。なお、施設に損傷を与えた場合は原状に復し、第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償すること。これらに要する費用は全て供給者の負担とする。

第1条 乙は、甲に対し物品の供給をするものとする。

第2条 物品は、国立大学法人筑波大学附属聴覚特別支援学校幼稚部園庭に納入するものとする。

第3条 物品の納入期限は、令和9年3月31日とする。

第4条 納品書（給付完了の通知）は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第5条 代金は1回に支払うものとし、検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第6条 代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第7条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。ただし、乙の故意又は重大な過失により物品の供給が著しく遅延するおそれがあるときは、甲は、契約を解除することができるものとする。この場合において、乙は契約額の10分の1に相当する違約金を甲に支払うものとする。

第9条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び物品供給契約基準によるものとする。

第10条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第11条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
 国立大学法人筑波大学
 契約担当役
 財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙 【住所】
 【法人等名】
 【代表者等氏名】

【内訳】

品名	規格	製造会社	数量	単価(円)	金額(円)	備考
小計						
消費税額及び地方消費税額						
合計						